47 45 TE	## BB th ##	144 PP 315 3F1
指摘事項	措置内容	措置状況
第3編 監査の結果及び意見		
第2 各論		
I. 教育委員会事務局 総務部		
【6】私立幼稚園就園奨励助成事業		
(4)監査の結果		
1. 市職員による保育料減免措置に関する調書の		
記入について		
学校法人五葉学園星和台幼稚園の平成 22 年度	今後同様の事例が起こらないよう、申	措置済
保育料減免措置に関する調書ファイルを閲覧し	請者である保護者が記載すべき事項につ	
たところ、市民税所得割金額について、市職員が	いては、もれなく調書に記載を求めるよ	
記入している事例が多数見受けられた。	う、私立幼稚園に指導するとともに、記	
私立幼稚園就園奨励助成は、保護者の保育料減	載不備がある調書を受理しない取扱を徹	
免措置に関する調書に基づき、私立幼稚園が市に	底した。	
交付申請することで認められるものである(私立		
幼稚園就園奨励助成金交付要綱第 1 条、同第 4		
条)。したがって、保護者が記載すべき事項につ		
いては、保護者に記載を求めるよう、教育委員会		
は私立幼稚園に指導し、必要事項がすべて記載済		
みであることを確認してから申請を受ける必要		
がある。		
(教育企画課)		
【8】就学援助事業及び奨学金事業		
(4) 監査の結果		
1. 就学援助申請書の不備事例について		
就学援助申請書及び添付書類ファイルを閲覧	今後同様の事例が起こらないよう、申	措置済
したところ、就学援助申請書の申請日付が空白で	請者である保護者が記載すべき事項につ	
ある事例が多数見受けられた。	いては、もれなく申請書に記載を求める	
就学援助を受けようとする者は、教育長が別に	よう、学校長に指導するとともに、記載	
定める定期申請期間内及び随時申請期間内に、学	不備がある申請書を受理しない取扱を徹	
校長を経て教育長に対し、対象者であることを証	底した。	
明する書類を添えて、就学援助の申請を行わなけ		
ればならない(神戸市就学援助規則第4条)こと		
が定められている。申請者である就学援助保護者		
が記載すべき事項については、もれなく記載を求		
めることを、担当課は学校長に指導し、必要事項		
がすべて記載済みであることを確認してから申		
請を受理するべきである。		
(教育企画課)		
【9】小中学校市費職員(調理士、管理員)人件		
費の事務管理		
(4) 監査の結果		
1. 調理士、管理員の配置基準の規程化について		
調理士数については児童数に応じて、管理員に	平成 24 年度より、市立学校園におけ	措置済
ついては校種に応じて、労使間協議を経て、配置	る調理士・管理員の配置基準を明文化す	
数が決定されているが、配置基準を定めている規	ることとした。	
程等は存在しない。 調理士であれば児童数や食		
数、管理員であれば学級数等、合理的と認められ		

** ** **	## W	₩ ₩.//\>
指摘事項	措置内容	措置状況
る市の配置基準を規程等により定め、それに準じ		
た配置をおこなうべきである。		
(教職員課)		
Ⅲ. 教育委員会事務局 社会教育部		
【2】スポーツイベントの推進事業		
(4)監査の結果		
1. 補助金交付申請書の審査の未実施について 「財団法人神戸市体育協会のスポーツ振興等に	 	## \$P +
関する補助金交付要綱」によると、補助金の交付	今後は、予算要求時だけでなく、交付 申請時においても、予算に基づき実施す	措置方針等
関する補助金叉竹奏綱」によると、補助金の叉竹 の決定は、交付申請書の内容について審査を行い	「中間時においても、「鼻に蓋」で美地り る事業について、改めて内容が分かる資	亚 寺
補助金交付決定を行い、補助金を交付しようとす	料を求め、審査することとした。	
る者に通知するものとされる。		
しかし実務上当該補助金は、予算要求の際に金		
額決定に必要な資料を徴求して審査を行い、金額		
が決定されている。このため、補助金交付申請書		
については予算要求時と金額が整合しているか		
を確かめるのみで、その内容の審査は行われてな		
かった。予算要求に係る資料を閲覧したところ、		
内容に問題は認められなかったが、補助金交付要		
綱に定められている以上、交付申請書の審査を行		
い、審査の記録を保存すべきである。		
(スポーツ体育課)		
Ⅳ. 教育委員会事務局 博物館		
【1】神戸市博物館の管理運営		
(4) 監査の結果		
1. 重要物品の棚卸の不備について		14th may 24th
神戸市物品会計規則は、1件1,000千円以上の	今後は、神戸市会計規則にそって、毎	措置済
備品を重要物品と定義し、これらについては、年 度末における現在高を調査し、会計管理者に報告	年度、すべての重要物品の悉皆の調査を 行う。新たに、確認のためのチェックリ	
及木にわける現任局を調査し、芸計官理者に報言しなければならない、と定めている。しかし、博		
物館では、備品及び収蔵品にかかる重要物品につ		
いて、開封することにより毀損が生ずる原因とな		
るなど取扱いが難しいこと、数量が1,300点を超		
えること、収蔵庫の鍵を厳重に保管していること		
等を理由に、一斉の棚卸を行っておらず、市への		
重要物品現在高報告書も、昨年度の期末有高に、		
当期の増加、減少分を加減して作成しており、当		
年度の期末有高の重要物品の実物の確認は行っ		
ていない。		
今後は、神戸市物品会計規則にそって、年度ご		
とに現物確認を行う必要がある。ただ、重要物品		
の点数が多く、慎重な取扱いが求められる物品も		
多いことから、博物館における現物調査に関して		
は、現状の規則が実態に則していないのであれ		
ば、特例を定めるなど、規則自体の改定と収蔵品		
の取扱いも考慮した棚卸マニュアルの整備につ		
いても検討すべきである。 (博物館)		
(导物距)		
1		i

指摘事項	措置 内容	措置状況
	10 15 11 14	11 12.1/1/1/
V. 教育委員会事務局 学校 【1】学校公有財産の管理事務 (4)監査の結果 1. 神戸市立学校施設目的外使用規則違反の使用 料減免について		
下記の学校施設目的外使用については、使用料の減免要件を満たしていないにも関わらず、使用料を減免していた。神戸市立学校施設目的外使用規則に従って、使用料を納付させる必要がある。 学校名 使用年月日 使用施設 用途 使用者 使用料 G中学校 平成22 年 普通教室・ション を 管理組合行事 合 (学校整備課)	本件については、規則に従い、昨年10月に使用料を徴収した。 今後は、申請の内容を十分確認するとともに、規則に従い減免要件を適用し、適正な事務処理に努めたい。	措置済
【2】学校における備品の管理事務 (4)監査の結果 1. 室外の備品等への備品番号記載漏れについて 備品台帳と備品現物との照合を、往査対象校に	室外にある備品は、備品番号をペンキ	措置済
おいて各数件ずつ実施した結果、室外の物品等は 備品番号票がはがれやすいとの理由で、貼付が徹 底されていない学校が多かった。 すべての備品について、備品台帳との照合がで きるように備品番号をつける旨が定められてお り、すべての備品に備品番号をつける必要があ る。 なお、A学校及びB学校では、神戸市物品会計 規則の規定どおり、室外の物品にはペイント等で	や油性マジックで書き入れて備品台帳と の照合ができるようにしておくことを学 校園に通知して、周知徹底を図った。	
備品番号の記載をし、実地棚卸の際に番号が見え にくくなっているものにはその都度ペイントし ている。他校は参考にされたい。 (学校整備課)		
について すべての学校で借入物品については台帳による管理対象外と認識しており、台帳は作成されていなかった。 小中学校の事務室に設置の財務会計システム端末のパソコンとプリンターについては、リース契約途中の解約は実質的に不可能であり、通常の備品と実質的には同じである。神戸市物品会計規則どおり、リース物品についても、台帳を作成し、年に1回は物品との照合を行うよう、担当課は各校に指導すべきである。 (学校整備課)	学校園のリース物品の一括借入れの契 約所管課において、今後は、管理簿と借 用物品番号票を整備し、リース物品に借 用物品番号票を付けてから、管理簿と合 わせて学校園に設置することとした。	措置方針等

指摘事項 措置内容 措置状況

- VI. 財団法人 神戸市体育協会
- 【1】神戸市体育協会の経営管理全般
- (4) 監査の結果

1. 業者請求書請求額のチェック漏れについて

監査人が任意に抽出した平成 22 年度の支出取引のうち、以下の委託契約について関連資料を査閲した結果、平成 22 年度に契約総額及び月次支払額が変更になっているにもかかわらず、取引業者から平成 21 年度契約額に基づく請求書が送付されていた。

協会では、平成23年2月請求分までは当該誤りに気付かずに誤った金額での支払を行っていた。ただし、年度途中でミスに気付き平成23年3月に更正手続は終了している。

支出の手続については、財団法人神戸市体育協会会計規則において以下のように定められている。

財団法人神戸市体育協会会計規則(抜粋)

第3章第3節

(支出の手続)

第27条 全ての支出金は、支出の負担について、あらかじめ当事者の住所、氏名、金額、所属事業年度、勘定科目、予算現在高、契約の方法、その他必要な事項を記載した支出決裁により、これを決定する。

2 支出は支出決裁、債権者の請求書、その他関係書類に基づき、支出担当者が支出伝票又は振替伝票を発行し、出納責任者に依頼するものとする。

(審査)

第28条 出納責任者は、支出伝票により支出依頼を受けたときは、その正当性について支出決裁、請求書、その他関係書類により審査しなければならない。

上記規則によると、本来であれば支出伝票作成時点又は出納責任者による審査時点に請求書金額の誤りが発見されるはずであるが、平成22年4月分から平成23年2月分までの11回の支払について、請求書の誤りが発見されず誤った請求額に基づいて支払われていた。

業者請求書の内容確認は、経理事務の中でも特に重要な作業であり、伝票の作成・審査が単に形式的な作業とならないよう、内容確認を徹底すべきである。

(財団法人神戸市体育協会)

今後同様の事例が起こらないよう、会 計規則を遵守し、支出決議、納品書、請 求書、その他関係書類により、確実にチ ェックを行うことを協会各所属に周知徹 底した。

措置済

	事 項	措	置	内	容	措置状況
【2】給食事業の事務管理		711			н	
(4) 監査の結果						
1. 給食費納入遅滞校に対	する督促マニュアルの					
不整備について						
給食費は各学校長が生徒	走から 1 人あたり月額	既存の事務マ	ニュ	アル	を改訂し、改訂	措置済
3,900 円を徴収し、単独調	後の新マニュア	ルを	各学	校に配布して、		
180円を除いた残額3,720	円を全校生徒分とりま	適正な事務処理	を行	うよ	う周知した。	
とめて、毎月協会へ納付し						
営の手引き」によると、当						
でに支払うことと定められ	- 0					
学校から納付される給金						
給食管理システム」により						
月「給食実績等報告書」を						
納入状況の確認を依頼する 月には滞納状況等を併記し	= ' ' ' ' ' ' '					
月には備納払仇寺を併記し あわせて、納付期限に遅						
応は、担当者が納付状況を						
任意に納付確認・督促も行						
しかし、監査人が平成2						
納入状況を調べたところ、						
期日に遅滞して納付してい						
校であった。						
区分	納入校数					
【期限前納付】~2月28日	97校					
【期限後10日】3月1日~3月	-					
10日	50校					
【期限後10日超】3月10日~	27校(うち2校は4月に納 入)					
学校への期限までの納付	ーーー 付意識をさらに浸透さ					
せるためにも、納付遅滞の						
限、督促方法等について定	めたマニュアルを作成					
し、マニュアルに基づく入	金管理を行うべきであ					
る。						
(財団]法人神戸市体育協会)					